

市政だより川崎区版企画会議等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区が実施する事務事業等を広報するための市政だより川崎区版（以下「区版」という）の編集発行に関し、必要な会議等の設置について定めるものとする。

(区版企画会議)

第2条 区版の企画内容等の決定のため、区版企画会議を設置する。

(企画会議の構成)

第3条 区版企画会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) まちづくり推進部総務課長
- (4) まちづくり推進部企画課長
- (5) その他区長が必要と認める職員

(企画会議の開催)

第4条 区版企画会議は、月1回以上開催するものとする。

(企画会議の討議事項)

第5条 区版企画会議で討議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 重点記事の企画
- (2) 新連載記事の企画
- (3) その他、区版の企画に関すること

(課広報担当)

第6条 各課で所管する事業を円滑に区版に反映させるため、区役所内の課及び課相当の組織に広報担当を1名置く。

2 広報担当は、情報の共有化に努める。

(会議の庶務)

第7条 区版企画会議の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。